

おおたストックヤード設置条例施行規則をここに公布する。

令和7年4月28日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第75号

おおたストックヤード設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、おおたストックヤード設置条例（令和6年太田市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(搬入できる資源物)

第2条 条例第3条の規則で定める資源物は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の一般家庭又は事業所から排出された紙類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

(利用時間)

第3条 おおたストックヤード（以下「ストックヤード」という。）の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前8時45分から午後4時45分まで
- (2) 土曜日 午前8時45分から正午まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(休業日)

第4条 スtockヤードの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

（利用者の遵守事項）

第5条 スtockヤードを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 構内における車両の通行は、徐行運転とすること。

(2) 搬入に際しては、常に保管箇所及びその周辺の清潔を保つこと。

(3) 火気を使用しないこと。

(4) 物品の販売、展示、宣伝その他営利行為をしないこと。

(5) その他職員が行う管理運営上必要な指示又は指導に従うこと。

（破損、滅失の届出）

第6条 利用者は、施設、設備、物品等を損傷又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。